今後の社会保障制度改革に対応した 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成27年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来が予測される中で、デフレからの脱却や雇用 の安定など着実な経済の歩みが求められる一方、地方公共団体を取り巻く環境の変化は厳しさを増し ています。地方公共団体は安心・安全の確保、地域産業の振興、地域の活性化、公共施設の維持管理、 行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、 地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の 諸課題に取り組むことが重要となってきています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々 の地方公共団体が抱える課題を取り上げ、当該地方公共団体と共同して、全国的な視点と地域の実情 に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめ たものです。

平成24年2月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期を示した「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、社会保障と税の一体改革関連法案が国会に提出されました。同関連法案は、平成24年8月に可決・成立し、その後、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において広範な議論が行われました。

また、今年度においては、第4次一括法の成立、介護保険制度の改正、消費税 10%への引上げ延 期の決定など、社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化したところです。

このような背景から、今年度の研究会では、社会保障制度改革と地方財政を中心に、今後の社会保障制度改革に対応した地方行財政制度のあり方を考察し、その考え方を整理しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構が 共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成27年3月

一般財団法人 地方自治研究機構

理事長山中昭栄

研究概要	•••••	•••••	•••••	•••••••	••••••••••	•••••3

第1部	地方分権の歩み	5
第1章	地方財政制度の確立期における課題の今日的視点	7
第2章	: 地方分権改革の推進について	3

第	;2部	地方財政	33
	第1章	地方財政健全化の取組について	35
	第2章	平成 27 年度地方財政対策	69

第3部	社会保障各論
第1章	生存権論における個人と社会
第2章	: 憲法による社会保障法制に対する規律 – 憲法 25 条・14 条を中心に 121
第3章	* 生活保護に係る実態調査の状況
第4章	* 介護保険法の改正について

第4部	公営企業	.65
第1章	地方公営企業制度と直営方式1	.67
第2章	: 公営企業の経営改革の取組について	.87

第5部	社会保障改革と地方財政(今年度の研究のまとめ)
第1章	平成 27 年度社会保障の充実等について
第2章	平成27年度の社会保障改革と地方財政ー消費税率引上げ見送りの影響…219

委員名簿	等	聋	···· 235
女只们将	ドマゴ	T Construction of the second se	200

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法) 施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方の在り方をめぐる様々な議論がなされてきた。

急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する今日においては、社会 保障制度改革の全体像及び必要な財源を確保するための税制抜本改革、いわゆる社会保障と税の一体 改革について国と地方をあげての議論が進められている。

平成24年2月に社会保障と税の一体改革の全体像や実施時期などを示した「社会保障・税一体改革 大綱」が閣議決定された後、社会保障と税の一体改革関連法案が民主党、自民党、公明党の3党合意 を経て平成24年8月に可決・成立した。その後、内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」(以 下「国民会議」という。)において広範な議論が行われ、平成25年10月には、国民会議の報告書を 踏まえ、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする「持続可能な社会保障制度の確立を図 るための改革の推進に関する法律案」(プログラム法案)が臨時国会に提出され、同年12月に可決・ 成立した。平成26年1月には、プログラム法で規定されている「社会保障制度改革推進本部」が設置 され、改革を総合的かつ計画的に推進するとともに実施状況を検証し、更なる改革の企画立案等を行 っていくこととされている。平成26年4月から消費税が8%に引き上げられ、この増収分を活用し、 平成26年度予算では社会保障の充実が盛り込まれるなど、我が国の社会保障制度改革は新しいステー ジに踏み出したところといえる。

今年度については、第4次一括法の成立、介護保険制度の改正、消費税10%への引上げ延期の決定 など、社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化した年となったといえる。

このような背景から、今年度の研究会では、社会保障制度改革と地方財政を中心に、委員及び行政 側の発表並びに意見交換に加え、地方公共団体からの意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はそ の内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由閣 達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果をできるだけ尊 重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、社会保障制度改革と地方財政に関するテーマを中心に、全5回にわたり研究会を開催した。

第1回研究会(平成26年6月13日開催)では、同年5月に、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進のため、第4次一括法が成立したことから、その改正内容を中心に報告・質疑が行われた。

続く第2回研究会(同年7月29日開催)では、同年6月に、「地域における医療及び介護の総合的 な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立したことから、介護保険制度の改正 内容について、報告・質疑が行われた。また、憲法上の生存権の保障を義務付ける根拠は何かとの観 点から、「生存権論における個人と社会」もテーマとされ、報告・質疑が行われた。

高知県と高知市を調査対象とした事例研究(同年8月18日~19日実施)では、将来的に人口減少と 高齢化が一層深刻となることが見込まれる中、高知県内の過疎・中山間地域における生活支援の先駆 的取組を視察するとともに、生活保護率の改善に向けた取組を進めている高知市を訪問し、地域の現 状と課題を把握した。

第3回研究会(同年9月25日開催)では、社会保障制度に関わる法規範(法律・政省令等)に対し、 憲法の条項がどの程度制約を加えるのかとの問題意識から、「憲法による社会保障法制に対する規律 -憲法第25条・14条を中心に」をテーマに報告・質疑が行われた。併せて、平成19年における地方 財政健全化法の全面施行から5年が経過したことを踏まえ、財政健全化の取組について報告・質疑が 行われた。

第4回研究会(同年10月21日開催)では、上下水道等のインフラの老朽化対策の観点から、公営 企業について報告・質疑が行われた。

第5回研究会(平成27年1月29日開催)では、社会保障制度改革と地方財政に関する今年度の議論の総括として、27年度の地方財政対策及び社会保障の充実をテーマに議論が行われた。

第1部 地方分権の歩み

第1章 地方財政制度の確立期における課題の今日的視点

地方財政制度の確立期における 課題の今日的視点

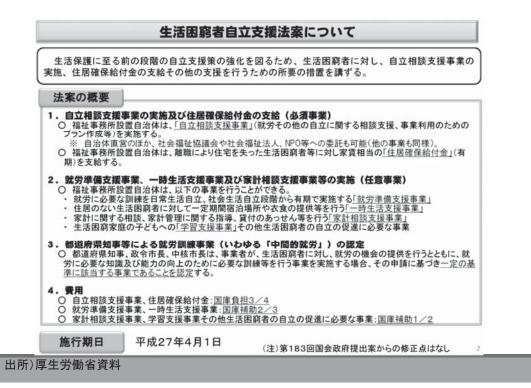
1

2

関西学院大学 小西砂千夫

	【現	[行]				【新制度】	
項目	性格	負担割合		項目	性格	負担割合	俱考
児童手当	負担金	国2/3.県1/6,全市町村1/6(※1)	K				
認可保育所(※2)	負担金	・国1/2,県1/4,一般市町村1/4 ・国1/2,指定都市中核市1/2		児童手当	負担金	国2/3, 地方1/3	
幼稚園(私学助成)(※2)	補助金	県の助成に対し、 国が定額補助	lh	(市町村の確認を受			 ・児童手当、施設型料 付・地域型保育給付
幼稚園就園奨励費	補助金	・国1/3,市町村(特別区以外)2/3 ・国1/4,特別区3/4	ĽΛ,	<u>けた施設に給付)</u>		国1/2. 地方1/2	行・地域空球貨幣約7、 市市村事業のそれぞれの給付・事業のそれぞれの給付・事業のそれぞれの給付・事業のそれぞれの総付・事業の生 格に応じ、法令 上・予算上区分して国 賃負担・国庫補助を実施 ・これらの国庫負担金 及び国庫補助金ぎ子 ども・予育で包括交付 参(仮称)に総称する
事業所内保育	補助金	国1/3~2/3.直接事業主に助成等	ΠI	 施設型給付 …(※4) 	負担金		
児童育成事業費補助金 •家庭的保育	補助金	 事業主1/3.県1/3.一般市町村1/3 事業主1/3.指定都市中核市2/3 	-	→・地域型保育 給付			
児童育成事業費補助金 ・延長保育(※2) ・病児・病後児保育 ・放課後児童クラブ	補助金	 -事業主1/3,県1/3,全市町村1/3 -事業主1/3,指定都市中枝市2/3 		地域子ども・子育て	補助金	国1/3, 地方2/3	
安心子ども基金 ・地域子育て支援拠点 ・一時預かり 等	補助金	国1/2,全市町村1/2		支援事業	THE HUJ LLE		11年(1127年)」2月2日かりく
員分は所属庁負担。		2講)は7/15を事業主が負担。公務 保育(公立)は全市町村が10/10負担			いては、) 1/2, 地方1		(払う) こども圏(幼稚園部分)に いては、引き続き私学助

-7 -



4

事務の性格・国の関与の度合いと国と地方の負担区分の多層的関係

法令に基づく実 施の義務付け	地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務 義務 パ ない考					がされてい
是正等に関す る国の関与	法定受託	基務	自治事務			
利害の所在	 専ら国の利 害に関係の ある事務 	ー部または専 国と地方の相互の利害	ら地方の利害に関係のある事 専ら地フ	務 ちの利害		
国による費用 負担の根拠	の ⁽³⁾ 手術 (地方財政 法第10条の 4)	〇その円滑な運営を期するためには、なお、 国が進んで経費を負担する必要があるもの (地方財政法第10条) 〇地方公共団体が国民経済に適合するように 総合的に樹立された計画に従って実施しなけ ればならないよ本その他の建設事業に要する 経費(地方財政法第10条の2) 〇災害に係る事務で、地方税法又は地方交付 税法によってはその財政需要に適合した財源 を得ることが困難なものを行う (地方財政法第10条の3)	単独事業	国行うかるはためる にたちが又ののめり を体の必る金をする は財要さ でなる は り の の る る 方 が た の の の る る た が た の が う が の の の の の の の の の の の の の の の の	寺別の必 也 方 上 ち ム 特 る ス 共 ち る 、 大 ち る 、 大 ち る 、 大 ち る 、 、 特 る る 共 ち る 、 、 特 る る 共 た ち る し 特 る る 、 共 ち る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る 、 、 特 る る し 、 、 、 、 ち る し 、 、 、 、 、 ち る し 、 、 、 、 、 、 ち る し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	単独事業
	補助事業 国庫委託金	補助事業 国庫負担金		補助 国庫補		

国と地方の負担区分の考え方

地方財政法制定時(昭和23年)

- 4273期が広切ったり(401422-77) 国家財政と地力財政の関係に重点を置いて、 (7)地方公共団体に課される新たな事務に対して国は完全な財源措置を行う責任を有することを明定する。 (イ)個々の事務に要する経費の負担区分について、その事務の執行による利害の帰属するところに従って、国と地方の公共団体がいかに分担するかを定め(※)、そ の分担の区分については、正確な基礎に基づいて算定した負担金を支出時期 に遅れないように地方公共団体に支出されなければならない旨を規定する。
- (ウ)地方財政の自主性を損ない、又は負担を地方公共団体に転嫁するような国の施策を禁じる等の規定を設ける。

- 第9条 主として地方公共団体の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、当該地方公共団体が、全額にれを負担する。(以下、略) 第10条 国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務を行うために要する経費は、国と地方公共団体よび、これを負担する。(以下、略) 第11条 主して国の利害に関係のある事務を行うために要する経費しい可には、法力メ団体は、その経費を発担する義務を負わない。(以下、略) 第12条 地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は地方公共団体に対し、その経費を負担させるような措置をしてはならない。 (以下、略)

シャウプ勧告(昭和24年)における事務配分と負担の考え方

地方行政事務の国と地方公共団体間の再配分を実施し、地方公共団体に配分された行政事務については、地方公共団体がその行政の最終責任を有することとし、 その経費も全額負担することとする。その結果必要となる地方公共団体の経費については、地方税及び地方財政平衡交付金の運用によって充足できるものとし、理 論的には、地方財政法が規定していた国費・地方費の負担区分制度は不要である。

国費・地方費の負担区分については、地方行政事務の再配分について具体的な結論を出すために設けられた地方行政調査委委員会議の結論を待って再終計することとされ、地方財政法の国費・地方費の負担区分 に係る規定は、昭和25-26年度に限って適用を停止。その間、シャウプ勧告の趣言に沿って、英語的補助金及び公共事業費負担金を除く国産補助負担金の廃止についての努力(最務務有費国産負担金、児童保護措置 費負担金が廃止)

昭和27年の地方財政法の改正

地方公共団体又はその機関が行う事務に要する経費は一切当該地方団体が負担するという原則を打ち立て、その例外として

地方公共団体入はてい破倒かけ了争物に要する経貨は一切当該地方団体が責任するという原則を打ち止く、ての例かとして (7)法令により実施が義務が付けられている事務で、国と地方公共団体相互に利害関係のあるものにつき、国が積極的にその経費又は一部を負担するとしたもの、 (イ)国民経済に適合するような総合的な計画に従って実施される公共事業、(ウ)災害救助事業や災害復旧事業については、国は経費の全部又は一部を負担するも のとする

(エ)まったく国の利害に関係する事務については、地方公共団体は経費を負担する義務を負わない。

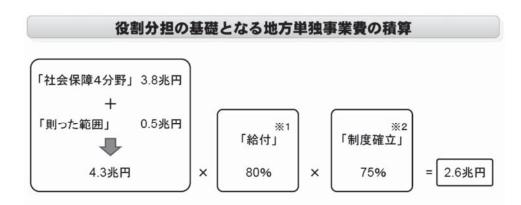
第9条 地方公共団体又は地方公共団体の機関の事務(地方自法法第155条第3項の規定により都道府県知事が市市村長に委任した事務及び同条第3項の規定により都道府県知事が市町村の職員をして補助執行さ せた事務を除くした行うために置する経営については、当該地方公共団体が全営によれ会社担する。(以下、略) 第10条 地方公共団体又は地方公共団体の機関が考告に基いて実社によれればならいは時下な時であって、ほど的な人間の検索3項の規定により都道府県知事が市町村の職員をして補助執行さ 戦10余 地方公共団体又は地方公共団体の機関が含ちにおいて実は、ロバトでの営費の全部以上の地方であった。した方が大団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を崩するためには、なお、国が進んで 総営を貸出する必要がある左の各号の一に掛けるものについては、国バ・その経費の全部以上の参できなう実活に係る事務で、地方形成に例知25年法は第326号)又は地方財政平衡支付金法(昭和25年法律第211号)によ プロイン研究署員に塗さた以上の支援目かる起送事業に要する経営、(約) 第10余の2 間が全気以上の考え目却でも起送するもそ行うたいに置するための各号の一に掲げる経営については、国が、その経費の一部を含負わする。(以下、略) 第10余の4 もつばぶ国の利害に関係のある事務を行うたがに置するためを号のの一に掲げる経営については、国が大くの経費の一部を含負わする。(以下、略) 第11条 第10余から等目10余の3までに規定する経営の経営しますると知ら見てはしたよりな経営については、地方及び用の生活ので認めなりたちならい、 第11条 第10余から等目0余の3までに規定する経営の目上が認知とないとか当約となりませっざき合わた。(以下、略) 第11条 第10余の3までに規定する経営の経営しまた意味と知ら社会社で参加される。一部局は内心

のとする。但し

備考)石原信雄・二橋正弘『新版 地方財政法逐条解説』(ぎょうせい、2000年)、6~14頁をもとに作成

地万里独	事業の範囲をめぐる考え方				
	地方単独事業の総合的な整理についての論点(23年12月12日) 上段は単独事素の範囲を限定する見方、下段は広範囲に描まえる見方	地方単独事業の総合的な整理(23年12月29日)			
(「年金、医 療、介護、 少子化に	国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子 化に対処するための施策」は限定的に解すべきにの場合、例えば 医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介 護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、 介護以外の高齢者福祉などは対象外)	「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の 会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本 とする。その範囲については、厚生労働省の分析による社当 保障4分野(3.8兆円)をベースとしつつ、「則った範囲」とし て、実管的にこれらの分野と重複している事業及び一体とし			
対処するための施策」) に該当する かどうか	医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの は、「四分野」の範囲内と整理すべき(この場合、例えば、医療で は、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予 防など、少子化では、幼児教育などが対象)	て評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、 がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する			
	国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務 費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある 「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務 費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属して いるか精査が必要	国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が			
該当するか どうか	保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住 民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービ ス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当 するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障 給付」と整理すべき	直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費 及び事務職員の人件費等を除外することにより、整理する			
 ③「制度として確立された」 	極力容観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定 の有無もそうした基準の候補の一つ 全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要 な基準	国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な 要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に 関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかね ない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の			
れた」もの であるかど うか	法令上の規定があるかどうかだけではなく、納税者の立場に立っ て、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確 立された」ものと整理すべき	判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われ ているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価する ことは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方 交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立 された」地方単独事業を定量的に整理する			

古単独事業の範囲ためぐるまる

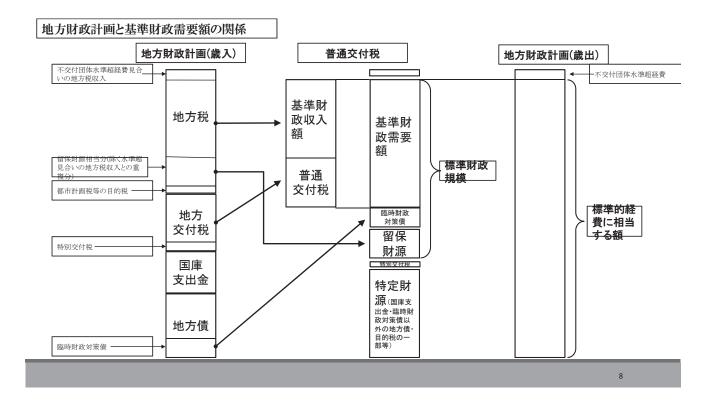


※1 「給付」に該当するかどうか 対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる(総務省調査に基づく社 会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%)。

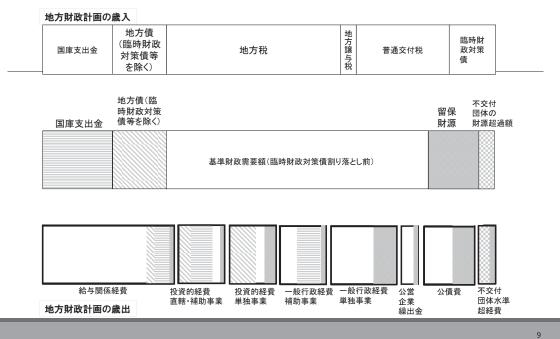
※2「制度として確立された」ものであるかどうか 地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の 割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%(地方財政計画の一般財 源総額に占める基準財政需要額の割合)とする。

7

出所)総務省資料



地方財政計画の歳出への財源充当



地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成(平成23年5月改正分による)

交付税の総額 第6条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の 100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分 の25をもつて交付税とする。 2 (略)

<地方財政平衡交付金法>

第6条 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財 政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合 算額を基礎として定める。 2 委員会は、第5条の規定により提出され、又は送付された資料を参考として、

2 安くなる、第5年の別にになり返回においては医生やいて夏れをシライビンマ、 翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣 に勧告しなければならない。この場合において、委員会は、第7条に掲げる事項 を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。 地交総領な上で、 市村額は、 大付額は、 大付額の、 大国で、 大国政法での 大大国政法での 大大国政法 大大国政会 大大国会 大工会 大大国会 大大国会 大大国会 大大国会 大工会 大大国会 大大国会 大工会 大 大工会 大 大工会 大 大 大 大 大

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成(2)

交付税の種類 等	第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第2項の額の100分の96に 相当する額とする。 3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第2項の額の100分の4に相 当する額とする。	特別交付金は平 衡交付金法でも あったが、地方 交付税では、総 額の一定割合と
特別交付税の 額の変更等	第6条の3 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第10条第2項本文の規定 によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超 過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定 によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合に おいては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率 の変更を行うものとする。	し、年度間調整 の手段とされた。 算定の結果、交 付税財源が余る と特別交付税に 加算、不足する と、制度の改正ま たは法定率を変
地方公共団体 における年度 間の財源の調 整	<地方財政法> 第4条の3 <地方交付税と基準財政収入額の合算額が基準財政需要額を超える場合についてのみ、その一部を積み立てて、または地方債の償還財源に充てる等翌年 度以降の財政の健全な運営に視するための措置を講ずる><年度間調整の規定とし ての実効性に乏しく、昭和35年に現在の条文に改正	更する(制度発 足時は、特別交 付税の一部減額 で対応する規 定)。

地方交付税法の交付額の決定に関する条文構成(3)

歳入歳出総	第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入	地方財政計画の
額の見込額	歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一	規定は、平衡交
の提出及び	般に公表しなければならない。	付金法と基本的
公表の義務	(以下、略)	に同じ。
普通交付税 の額の算定	 第10条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる 地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。 2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準 財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。) とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付 税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。 当該地方団体の財源不足額一当該地方団体の基準財政需要額×((財源不足 額の合算額一普通交付税の総額)÷基準財政需要額が基準財政収入額をこえ る地方団体の基準財政需要額の合算額) 3 (以下、略) 	第2項で、普通 交付税を基準 財政需要額と基 準財政収入額 の差額とすると 同時に、算定の 結果、不足額が 出た場合には調 整率を乗じて減 額する規定。



地方分権改革の推進について

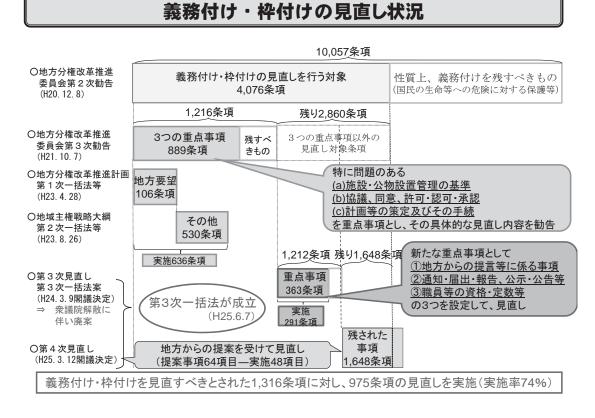
平成 26 年 6 月

内閣府地方分権改革推進室

参事官 森 源二

地方分権改革のこれまでの経緯と成果

内閣	主な経緯と成果
宮澤内閣 (H3.11~H5.8) 細川内閣(H5.8~H6.4)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) 第 1
羽田内閣 (H6.4~H6.6) 村山内閣(H6.6~H8.1)	次
橋本内閣 (H8.1~H10.7) 小渕内閣 (H10.7~H12.4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告 H11.7 地方分権一括法成立□→ 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新しいルールの確立等
森内閣 (H12.4~H13.4) 小泉内閣 (H13.4~H18.9)	
安倍内閣 (H18.9~H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)
福田内閣 (H19.9~H20.9) 麻生内閣 (H20.9~H21.9) 鳩山内閣 (H21.9~H22.6)	H20.5第1次勧告(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲等) H20.12第2次勧告(出先機関の見直し(国から地方への事務・権限の移譲等)、義務付け・枠付けの見直し等) H21.10第3次勧告(義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化等) H21.11第4次勧告(地方税財政等)
菅内閣 (H22.6~H23.9) 野田内閣 (H23.9~H24.12)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立 8 第2次一括法成立 *義務付け・枠付けの見直し 975/1316条項(実施率74%) ・基礎自治体への権限移譲 72/105事項(実施率69%)
安倍内閣 (H24.12~) (第2次)	H25.6 第3次一括法成立 12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針 (閣議決定) H26.5 第4次一括法成立 · 国 → 地方公共団体 66/96事項(69%) ·都道府県→指定都市 41/64事項(64%)



義務付け・枠付けの見直し等(例)(1)

公営住宅の入居者の対象要件(横浜市)

従来	改正後	効 果
親子世帯(月収15.8万円~25.9万円)の 場合、子どもは「未就学児童」であること が要件	条例で、子どもは「中学生以下の児童」まで拡大 (H25~)	入居可能世帯の拡大により、子育て世代 の支援が充実した。

保育所のほふく室の面積(大阪市)

従来	改正後	効 果
ほふく室は、全国一律の基準として、 O歳児・1歳児1人あたり面積は 「3. 3㎡以上」		可能となり、保育の充実が図られた。

社会福祉施設の非常災害対策(山口県)

従来	改正後	効 果
<i>社会得能够得价资度差广效17 LTK</i>	下の対策を義務付け(H24~)	社会福祉施設の設置者への非常災害対 策の義務付けの追加により、施設の防災 対策が強化された。

義務付け・枠付けの見直し等(例)(2)

道路の歩道幅(岐阜県)

従 来	改正後	効 果
歩道幅を2. 0メートル以上と義務付け		道幅が狭い道路でも歩道整備が可能とな り、歩行者の安全対策が強化された。

道路の勾配(長崎市)

従来	改正後	効 果
道路の勾配を12%以下と義務付け		急勾配の地域でも道路を整備することが 可能となり、交通の利便性が向上した。

補助対象財産の財産処分の弾力化(秋田県大館市)

従 来	改正後	効 果
補助対象財産の目的外への転用、譲渡 等に当たり、用途や譲渡先が厳しく制限 されていた	原則として、概ね10年を経過した補助対象財産 は、補助目的を達成したものとみなし、用途・譲 渡先を問わず、また、国庫納付を求めないこと になった(H20~)。市では、条例で、事業者への 公共施設譲渡に関する奨励措置を定めた。	有効活用するとともに、地域の雇用の拡

4

県から市町村への権限移譲(例)(1)

パスポートの発給(佐賀県)

従来	改正後	効 果
佐賀県が <u>4か所</u> の パスポートセンターで 実施	全20市町で合わせて <u>21か所</u> で実施(H18~)	 ○申請箇所の増加による利便性の向上 パスポートセンターが従来の4か所から、21か所に増加したため、近場での申 請が可能となった。 ○申請手続のワンストップ化 従来は、市町で戸籍謄本を入手した上で県のパスポートセンターに申請していたが、市町1か所のみで戸籍謄本を入手の上、申請が可能となった。 ○旅券発給期間の短縮 従来は、申請から発給までの期間が6日だったが、市町への権限移譲と併せて 県におけるパスポート作成事務を効率化した結果、最短4日で発給可能となった。

三大都市圏の用途地域(商業地域・工業地域等)の都市計画決定(埼玉県新座市)

※三大都市圏以外の市町村は従来から用途地域の都市計画決定権限あり		
従来	改正後	効 果
都道府県が実施	市町村が実施 (H24~)	従来は、県が用途地域の都市計画を決定していた際には、幹線道路沿いの用 地を用途地域として指定する幅は道路境界線から25m又は50mとしていたが、権 限移譲により、市が独自に幅を設定できるようになった。

県から市町村への権限移譲(例)(2)

介護保険の居宅サービス事業者の指定・勧告・命令(神奈川県相模原市)

従 来	改正後	効 果
	指定都市・中核市が実施	従来は、保険者である市町村が事業者の設備や運営について問題事例を発見 しても都道府県に通報することしかできなかったが、権限移譲により、直ちに適 切な指導や是正が可能となった。

未熟児の訪問指導 (神奈川県開成町) ※身体の発達が未熟なまま出生した0歳児の保護者に対して保健師等が実施する訪問指導

従来	改正後	効 果	
都道府県 保健所設置市・特別区 が実施	市町村が実施 (H25~)	従来は、母子保健に関する事務のうち、母子健康手帳交付、乳幼児健診等の事 務は市町村が実施し、未熟児の訪問指導は比較的専門性が高いことから都道 府県が実施してきたが、権限移譲により、市町村が母子保健に関する事務全般 を一貫して実施できるようになり、保護者にとっても窓口が一元化された。	

NPO法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等(仙台市)

従 来	改正後	効 果
	都追府県 指定都市が実施 (H24~)	従来は、市がNPO法人に関する相談や情報提供を行う際に、NPO法人の設立 についての相談があっても、県に権限があるため市は対応できなかったが、権限 移譲により、設立や運営に関するサポートも行うことができるようになり、NPO法 人の総合的な支援が可能となった。

6

平成25年4月12日地方分権改革有識者会議資料

国の出先機関から都道府県等への事務・権限の移譲等をめぐる状況			
先の自公政権当時の状況	民主党政権当時の状況		
 19 年5 月:経済財政諮問会議の提案 地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出 先機関の事務の分類等を提案。 20 年12 月:地方分権改革推進委員会第2次勧告 	22年8月:各府省の検討(同年10月に再検討) 出先機関の事務・権限473事項を移譲するかどうかを検討。その結果、全国一律・一斉に移譲可能とされたもの(A-a事務)は、 473事項中78事項(うち工程表の116事項に対応するものは24 事項)。		
 □ □<td>▶ 23年6月:移譲事務の工程案を地方側に提示 各府省の検討で移譲可能とされた「A-a事務」について移譲 に向けた工程案を提示するも、地方側は「出先機関原則廃止 には到底つながらない」として受け入れず。</td>	▶ 23年6月:移譲事務の工程案を地方側に提示 各府省の検討で移譲可能とされた「A-a事務」について移譲 に向けた工程案を提示するも、地方側は「出先機関原則廃止 には到底つながらない」として受け入れず。		
第2次勧告を踏まえて出先機関改革(事務・権限の 見直し、組織の改革等)のおおむね3年間の工程を 定めるもの。 ※直轄道路・直轄河川の事務・権限の見直しを含む。 ※第2次勧告の勧告事項のうち組織の改革については、与党 内にも強い反対あり。	 ▶ 23年夏以降:出先機関の事務・権限のブロック単位での移 譲の検討本格化→24年11月法案を閣議決定(国会未提出) ▶ 23年12月:「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方 針」(地域主権戦略会議了承)→進捗なし 「A-a事務」と全国知事会が特に先行的に移管を求める3事務 (※)の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 		
 > 21 年9 月:政権交代後、工程表は事実上凍結・ 白紙状態に 	※「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域 産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交 通体系の構築に関する事務」		
対応策(案)			

上記のこれまでの関係府省における検討内容や、地方の声を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を着実に実施できるよう、移譲等の対象とする事務・権限について検討。

平成25年 σī Ĭ 28日地方分権改革推進本部提 Ēŧ 1資料

内閣府地方分権改革推進室 늰 成 25 併 СЛ 百 28 Ш

国から地方への事務・ 之 府省の回答の概要 権限の移譲等に関す 靴 ev N

ى まとめたもの 平成 25 年 4 〕 16 日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取

Ν 検討対象は、

- Θ H 部決定)で見直すとされた事務・権限のう 平成 21 年の |と地方の役割分担の見直しに関するもの 「出先機関改革に係る工程表」 54 (地方分権改革推進本 地方への移譲その他
- 平成 22 年の各府省の見直しで地方に移譲する とされたもの
- $\omega \otimes$ 平点 23年に全国知事会が特に移譲を要望した3分野の事務・権

踉

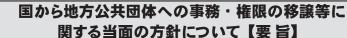
- € 紕 ③の(市、 各府省が移譲等の検討を行ったもの
- ω |格では、 下表のとおり、 措置済みの事項を除く約 100 事項の JI
- 00 割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

【各府省の回答(区分表)】

(注)事務・権限の事項	126 5	事務・権限の 事項数 (全国) かに移 の	
数は、平成 22 年見直し	55 17	本 A (地方自治体へ移譲するもの) (細々の地方自 (全国一律・	
、注)事務・権限の事項数は、平成 22 年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で	ω	田 (移譲以外の見 直しを行うもの)	শ
	2 1	C (国に残すも の)	
た、一の事項で	29	D (既に必要な措 置が取られて いるもの)	

複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

4 する事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を 途に一定の結論を出すことを目指す。 今後、 精査を行い、 有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象



5

<H25.9.13 地方分権改革推進本部決定>

1. 基本的考え方

- Ο 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- これまで、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現。 Ο
- 引き続き地方分権改革を推進するため、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進 Ο

当 面 თ 方 2. 針

(1) 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(別紙1):44事項 ※ 例:道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法を含め、検討・調整し、本年中に見直し方針として取りまとめ。 (2) 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(別紙2):29事項 (各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

※ 例:医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視 国の関与、財源措置等所要の措置、移譲の方法に加え、関連する他の事務・権限の移譲の可否等を含め、検討・調整し、本年

- 中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。 (3) 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(別紙3):3事項
- ※ 例:ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供 (4) 引き続き検討・調整を要する事務・権限(別紙4):24事項 (各府省が引き続き実施するなどとしている事務・権限であって、地方が移譲等を求めているもの) ※ 例:農地法に基づく農地転用の許可等 各府省と地方の意見を踏まえ、引き続き検討・調整し、本年中に結論が得られたものについて、(1)の見直し方針に盛り込み。
- (5) 以上の結果、法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

[別紙に掲載された事務・権限の具体例]

【別紙1】 地方公共団体に移譲する方向の事務・権限(44事項)

府省	事務・権限	見直しの方向性	
厚生労働省	医療法に基づく医療法人(広域)の設立認可・監督	都道府県に一律に移譲	
厚生労働省	看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等	都道府県に一律に移譲	
国土交通省	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の登録・監査等	希望する市町村を基本として移譲	

【別紙2】 関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限(29事項)

府省	事務・権限	地方と調整を要する事項		
厚生労働省	医療法に基づく特定機能病院に対する報告徴収、立入検査及び緊急時 における医療監視	左欄に掲げる事務・権限に加え、特定機能病院を称することの承認、改善命令等も移譲することの承認、改善命令等も移譲することの可否		
経済産業省	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者等(一の都道府県の区 域内のみにあるものに限る。)に対する報告徴収・立入検査	左欄に掲げる事務・権限に加え、登録、改善 命令、業務停止命令等も移譲することの可否		
国土交通省	 ・直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 ・直轄国道に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等 	 1 移譲に伴う財源措置 2 関係市町村の意見の聴取・反映 		

【別紙3】 移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限(3事項)

府省	事 務 ・ 権 限	見直しの方向性	
厚生労働省	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	ハローワークの求人情報を地方公共団体に 提供する取組を積極的に推進	

【別紙4】 引き続き検討・調整を要する事務・権限(24事項)

府省	事 務 ・ 権 限
農林水産省	農地法に基づく農地転用の許可等

10

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の 行政サービス提供体制に関する答申」の概要

 ○ 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。 ○ 人口減少社会(平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測)において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。 				
現行の大都市等に係る制度の見直し				
	(中核市、特例市制度)			
 〇「二重行政」の解消(都道府県から指定都市への事務移譲等) ・指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務(31事務:県費負担教 職員の給与負担など)や都道府県条例で移譲実績のある事務(21事務) (重複除くと計35事務)は移譲を基本 ・道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の 	 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、 人口20万以上であれば保健所を設置することにより中 核市となる形で両制度を統合 (現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処 理し続けることを前提) 			
 区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討 (例:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限) 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協 議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要 	 ・都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用 ・都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移 			
 事務移譲に伴う税財源の配分 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲 や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討 	譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る 運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務 の要請権限の積極的活用が必要			
 ・指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき ○「都市内分権」による住民自治強化(特に人口が非常に多い指定都市) ・区の役割の拡充、区長に独自の権限(人事・予算等) ・区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき ・市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置 ・区に教育委員会や区単位の市教委事務局(教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関)の設置を可能にすべき 	 (都区制度) 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲(例:児童相談所)を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討 			

第30次地方制度調査会答申で示された 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

平成25年9月13日 内閣府

〇第30次地方制度調査会答申(要旨)(平成25年6月25日)

・指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極カー元化することが必要。
・指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指

定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

(参考)

1. 移譲対象事務の主な例

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定 ・特別児童扶養手当の受給資格の認定 ・市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等

2. 安倍総理施政方針演説(抄)(H25.2.28)

「魅力あふれる地域を創ります。その鍵(かぎ)は、地域ごとの創意工夫を活(い)かすための、<u>地方分権改革です。大都市制度の改革を始め、地方に対する権</u> 限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。」

〇都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についての取扱い

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と 合わせて、<u>地方分権改革推進本部において、取り扱う</u>こととする。

12

	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】 <平成25年12月20日 閣議決定>		
000	1. 基本的考え方 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。		
	2. 国から地方公共団体への移譲等		
0	移譲する事務・権限【48事項】 例:①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、 ③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等		
0	移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】 例:①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等		
	3. 都道府県から指定都市への移譲等		
0	移譲する事務・権限【29事項】		
0	例:①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、 ②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の決定 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】		
Ĭ	例:①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等		
*	上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。		
-	4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置 を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。		
0	5. 一括法案等の提出 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。		

国から地方への事務・権限の移譲等(移譲する主な事務・権限)
自家用有償旅客運送 ※ 〇 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。 (希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)
○ <u>実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大</u> 等を図る。 ※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。
直轄道路・河川 (基本的な考え方) 〇当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。 〇その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。
 (移譲の対象範囲等) ○「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある 道路・河川については移譲の対象としない。 ・道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。 ・河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。 ・この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。
 (財源措置) 〇以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。 国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。 ・建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率(3分の2等)並みの交付金の措置を講ずる。 ・維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。 ※バイパスの現道区間については、従前と同様の取扱いとし、協議・調整が整ったものから順次移譲する。 ・財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。
(その他) 〇直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。



国から地方への事務・権限の移譲等(移譲以外の見直しを行う主な事務・権限)

無料職業紹介

- <u>ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供</u>する取組について、その<u>費用負担を極力抑えつつ、</u>積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体164団体(都道府県42、市区町村等122)(平成24年3月末現在)

農地転用

【権限移譲関係】	
〇 <u>地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途</u> として、 <u>地方分権の観点及</u>	
<u>び農地確保の観点</u> から、農地確保の施策の在り方等とともに、 <u>農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行</u>	<u>.</u>
<u>い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</u> 。	
○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、 <u>各地方で定期的に協議する場を設置</u> 、	
【規制緩和関係】	
○農 業 の 六 次 産 業 化 の 推 進 ──・国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内設置を容認、その後の全国適用も検討	
・農用地区域内における農業者が設置する <u>農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和</u>	
〇再生可能エネルギーの利活用──・ <u>荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を</u>	
可能とする	
・農用地区域における稲藁等の <u>バイオマス施設</u> の取扱いを明確化	
○農業 ・農村の活性化等 ──・畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能	
であることなどを明確化	

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等(移譲する主な事務・権限)

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。	権限	都道府県	指定都市
・県費負担教職員の給与等の負担	県費負担教職員の任命権		0
・県費負担教職員の定数の決定	県費負担教職員の給与等の負担	0 —	\rightarrow
・学級編制基準の決定	県費負担教職員の定数の決定	0 —	\rightarrow
(個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。)	学級編制基準の決定	o —	\rightarrow

病院の開設許可

	権限	都道府県	指定都市
病院の開設許可について、指定都市に移譲。	診療所の開設許可 (病床数19床以下)		0
	病院の 開設許可 (病床数20床以上)	o —	→

都市計画区域マスタープランの決定(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定)			
都市計画区域マスタープラジの決定について、指定都市に移譲。	権限	都道府県	指定都市
1011日1回ロスマステーノノンの次にこういて、日に1011日で移設。 ※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの	区域区分決定 (市街化区域と市街化調整区域の線引き)		0
	都市計画区域マスタープランの決定 (区域区分の方針、都市計画の目標等)	0 —	\rightarrow

16

国から地方公共団体への移譲等 (当面の方針)			;	合計		
	移譲する方向で見直すもの	地方が、各省提 示の権限に加 え、関連権限の 移譲を求めてい るもの、財源措 置の調整が必要 なもの		各省が国に残す べきとし、地方 が移譲すべきと するもの	見直し方針 の事項ベー スで整理。 共管省の重 複は除く。	都道府県から指定都市への移譲等 (第 30 次地制調答申)
見直し方針に盛り込む事項	4 7	7	3	9	66	3 3
◎ 移譲する事務・権限	(45)	(3)			(48)	(29)
 移譲以外の見直しを行う事 務・権限 	(2)	(4)	(3)	(9)	(18)	(4)
見直し方針に盛り込まない事項		2 1		13	34	3 1
※1 地方・各省の調整が整わな かった事務・権限		(19)		(11)	(30)	(23)
※2 地方が移譲の要望を取り 下げた事務・権限		(2)		(2)	(4)	
※3 現行法により指定都市が 処理することができる事 務・権限						(8)
合計	4 7	28	3	22	100	6 4

見直し方針における検討対象事項の措置状況について

(注)・国から地方公共団体への移譲等 :検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項は、地方が取り下げた事項を除く 96 事項 + 66 事項 (69%)。 ・ 都道府県から指定都市への移譲等:検討対象事項のうち、見直し方針に盛り込む事項(現行法で可能なものを含む。)は、64 事項中 41 事項 (64%)。 17

	事務・権限	しの移譲等に関	する見直し方針	+1	<u>こついて(事項一覧</u>)
国から地方公	共団体			۰r	都道府県から指定都	市
1.移譲する事務・	· 権限(48事項)			1	1.移譲する事務・権限(29事項)
(1) 经转音 (小规模 考虑 法 法 法 法) (小规模 考虑 法 法 法) (沙丽 出 法) (沙丽 出 达) (加州 出 达) (加州 出 走) () () () () () () () () () ((請律保健福祉士法) (請律保健福祉士法) (實進醫學士法) (建置總士法(兩時) (理霍提法人(兩時) (理霍提法人(兩時) (理霍提法法(兩時) (理希提書法)(兩時) (增子是握法) (消費士法國兩組会) (消費士法國兩組会) (消費士法國兩組会) (消費士法國兩組会) (消費士法國兩組会) (可將律法人(一部)の設立認可・ 監符 (社会福祉法(兩朝) (社会福祉法(兩朝) (社会福祉法(兩朝)) (社会憲法(兩南)) (社会福祉法(兩朝)) (社会福祉法(兩朝)) (社会福祉法(一部)の設立認可 (主語)) (由國) (社会憲法(西國)) (由國) (社会憲法(西國)) (社会憲法(西國)) (由國) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (由國) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (由國) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (社会憲(世紀)) (由國) (社会憲(世紀)) (社()) (社()) ((社())) ((社())) (〇特別給付金又は特別弔慰金の 特別買上償還に関する証明書の発行 (精神保健福祉法) 	 〔道路運送法〕 ○自家用有償旅客運送の登録・ 監査等【別紙参照】 		(1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	【3. 無林水産省】 (風技物液の現地に及び品質表示の適正化 に関する法律及び最低表示法) ○ 農林物質製造業者等への立入検索等 <u>増増加</u> ○ 農地物質製造業者等への立入検索等 <u>増加</u> (の 展型、は採萃放牧地の 賃貸借の解約等 の許可 (の 展型、は採萃放牧地の 賃貸借の解約等 の許可 (14) (
(<u>食鳥処理法)</u> (<u>救急救命士法)</u> 2.移譲以外の見直	 介援サービス事業者(一部)の 業務管理体制の整備に関する 監督等 しを行う事務・権限 		(4) 経済産業省 (下請代金支払遅延等防止法)		○特別児童扶養手当の受給資格の認定 (職業能力開発促進法) ○職業能力開発な学校等を指定都市も設置可 能に (介護保険法) ○介護サービス事業者の業務管理体制の報告	【都市計画法】 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針に関する都市計画の決定等 【国土利用計画法】 ○土地取引の規制区域の指定 【密集市街地整備法】
【人種理要活動地方量計事業】 (●移識力策の統計 (2) 厚生労働省 (磁素安定法等) 〇ハローワークの求人情報の(磁素安定法等) 〇ハローワークの求人情報の(電素安定法等) 〇八四、一ワークの求人情報の(電素安定法等) 〇八四、一切一次の(「本) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個) (個	一加な感見 (中的交易施設において、利用 者から十分なニーズが見込める 場合に積極的に取り組む 尽虚在止) 特定感な最指定医療機関への費 用食担選正化に係る着告請求等 を巡避存供が定体的に実施 33労働約金程法促進法〕 労齢相違、約今解決関係機関 間の選携を任選 25 費素の意味に係る動告・	(3)農林水産省 (3)株林水産省 (2)地点2015年 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日 (2)地点2015年10月1日) (2)地点2015年10月1日) (2)地点2015年10月1日) (3)地点2015年11月1日) (3)地点2015年11月11日) (3)地点2015年11月11日) (3)地点2015年11111111111111111	(中小ものづくり高度化法) (地域高度道定化法) (地域高度道定化法) ○国と地方公共団体の連携等 (1) 国土交通省) (土地な良法)(再掲) (地域公共交通ネット ロークな名明さないの知俗		(<u>現業経境主法)</u> (周定部市等の都近件県防災会議委員へ ○ の位置付けに関して通知 (2) 外務省 (2) (佐告注) (法法) (第務役通時何制度の活用の周知・信報送 (供等 ())	○防災街区整備事業(一部)の施行等の認可 ●事務・権限(4事項) (3) 2部科学省 股定とも圖註 3) 9年進売型以外の認定こども欄の認定に関レ 事務処理符例規度を活用可能にする等 (4) 厚生労働省] 設定こども圖法(再得) (5) 農林水産省 風地混点び信素振現地域の登備に関する法律) 通地転用の字可写[5]紙本原]

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)の概要

平成26年6月 内閣府地方分権改革推進室 平成26年5月28日成立 平成26年6月4日公布

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、 第30次地方制度調査会答申(平成25年6月25日)で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。 (参考) (63法律を一括改正) ・第1次一括法(平成23年4月成立) — 地方に対する規制緩和 ・第2次一括法(平成25年6月成立) — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲 ・第3次一括法(平成25年6月成立) — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等 【例】 ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等 (10条等) ・商工会議所の定款変更の認可(38条) ・自家用有償旅客運送の登録・監査等(44条)	都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等 【例】 ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数 の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定 (5条等) ・病院の開設許可(17条) ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画 区域マスタープラン)に関する都市計画の決定(45条)
--	--

3. 施行期日

平成27年4月1日(体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日)

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等(移譲する主な事務・権限)

各種資格者の養成施設等の指定・監督等(10条等)

○ 看護師など各種資格者※の養成施設等の指定・監督等の国(地方厚生局)の事務・権限を、都道府県に移譲。

 ※ 32資格(25法律): 児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、 身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、 理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、 食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

商工会議所の定款変更の認可(38条)

○ 商工会議所の定款変更の認可※の国(経済産業局)の事務・権限を、届出制にした上で、都道府県及び指定都市に移譲。

※ 定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項(目的、名称及び地区に係る事項を除く。)

自家用有償旅客運送 *の登録、監査等(44条)

- O 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国(地方運輸局)の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。 (希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。)
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して 有償で運送できる制度。

20

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等(移譲する主な事務・権限)

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定(5条等)

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

・県費負担教職員の給与等の負担

・県費負担教職員の定数の決定

・学級編制基準の決定

(個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。)

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		0
県費負担教職員の給与等の負担	o —	\rightarrow
県費負担教職員の定数の決定	o —	\rightarrow
学級編制基準の決定	o —	\rightarrow

病院の開設許可(17条)			
	権限	都道府県	指定都市
病院の開設許可について、指定都市に移譲。 ※病院の開設許可については指定都市と都道府県が協議する等の規定を政令に定める予定。	診療所の開設届出等 (病床数19床以下)		0
☆ 別のにの知識な1 ゴについては1日においしており通知1 (1) (10) 数1 の 寸のがたと取 1 にたのの 1 た。	病院の開設許可 (病床数20床以上)	o —	→

都市計画区域マスタープランの決定(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定)(45条))
 都市計画区域マスタープランの決定について、指定都市に移譲。	権限	都道府県	指定都市
101111回区域マステークノブの次にについて、日に1011に作る法。 ※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの	区域区分決定 (市街化区域と市街化調整区域の線引き)		0
	都市計画区域マスタープランの決定 (区域区分の方針、都市計画の目標等)	0 —	\rightarrow

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)<法律一覧>

平成26年6月

	<u> 徐法律の整備に関する法律(</u>	<u>、第4次一拮法)<法律一</u>	<u><u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u><u></u></u></u>
国から地方公共団体(4	3法律)	都道府県から指定都市(2	25法律)
内閣府関係	<u>[児童福祉法(10条)]</u> (再揭) [母子保健法(25条)]	内閣府関係	農林水産省関係
[健康増進法(1条)] ○誇大表示の禁止に係る勧告・命令	【母子保健法(25余)】 ○指定医療機関等の指定・監督		 <u>〔農林物資の規格化等に関する法律(34</u> 条)〕
総務省関係	[消費生活協同組合法(14条)] ○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督		──農林物資製造業者等への立入検査等
[放送法(3条)]	[医療法(17条)]		[農地法(36条)] ○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等
○小規模施設特定有線一般放送の業務 開始届出等	○医療法人(一部)の設立認可・監督 (関係する都道府県の連携を規定)	○市町村立高等学校等の設置認可	の許可
厚生労働省関係	〔戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	<u>〔市町村立学校職員給与負担法(5条)・地方</u> 教育行政の組織及び運営に関する法律(附	経済産業省関係
[<u>児童福祉法(10条)</u>] [あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう	<u>(23条1号)]</u> [戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	<u>則15条)</u> 〔義務教育費国庫負担法(8条)〕	(採石法(37条)) 〇岩石採取計画の認可
師等に関する法律(11条)]	 (23条2号)〕 〔戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 	[公立義務教育諸学校の学級編制及び教職	○石石採取計画の認可 [商工会議所法(38条)]
[食品衛生法(12条)] [理容師法(13条)]	(23条3号)] [戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	<u>員定数の標準に関する法律(9条)</u> ○市町村立小中学校等の職員の給与等の負	○商工会議所の定款変更の認可(一部)、 事業状況等の報告の受理・警告等
[保健師助産師看護師法(15条1号)]	<u>(26条)]</u>	担、県費負担教職員定数の決定、市町村 立小中学校等の学級編制基準の決定等	[工業用水法(39条)]
[身体障害者福祉法(15条2号)]	○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還 に関する証明書の発行	[文化財保護法(6条)]	○工業用水の採取許可
〔診療放射線技師法(15条3号)〕 〔臨床検査技師等に関する法律(15条4号)〕	[介護保険法等(31、32条)]	○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化 財等の管理に係る技術的指導等	[砂利採取法(40条)] ○砂利採取計画の認可
	○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等	〔博物館法(7条)〕 ○博物館の登録	〔商工会及び商工会議所による小規模事
[理学療法士及び作業療法士法(15条6号)] (柔道整復師法(15条7号)]	(関係する都道府県の連携を規定) 農林水産省関係	[厚生労働省関係]	<u>業者の支援に関する法律(41条)</u> ○全国団体以外の商工会・商工会議所等
[食鳥処理法(15条8号)]	[<u>展祚小注首</u> 展]] [<u>農産物検査法(35条)]</u>	[<u>月エカ関首関係</u>] [<u>児童福祉法(10条)]</u>	の基盤施設計画の認定等
[歯科衛生士法(16条)]	○登録検査機関(一部)の登録・監督 経済産業省関係	[障害者総合支援法(33条)] 〇指定障害福祉サービス事業者等の業務管	国土交通省関係
[<u>社会福祉法(18条)]</u> [歯科技工士法(19条)]	[格) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	理体制の報告の受理・命令等	〔公有水面埋立法(42条)〕 〇公有水面の埋立免許
[美容師法(21条)]	○商工会議所の定款変更の認可(一部)	〔医療法(17条)〕 ○病院の開設許可	[都市計画法(45条)]
[調理師法(22条)] [製菓衛生師法(27条)]	国土交通省関係 〔中小企業等協同組合法(43条)〕	〔売春防止法(20条)〕 ○婦人相談所を指定都市も設置可能に	○都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針に関する都市計画の決定等
[<u> 視能訓練士法(29条1号)]</u>	○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督	[特別児童扶養手当等の支給に関する法律	[国土利用計画法(46条)]
[臨床工学技士法(29条2号)]	<u>【道路運送法(44条)】</u> ○自家用有償旅客運送の登録・監査等	(24条)〕 ○特別児童扶養手当の受給資格の認定	○土地取引の規制区域の指定
〔義肢装具士法(29条3号)〕 〔救急救命士法(29条4号)〕	○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等 〔自動車運転代行業適正化法(47条)〕	[職業能力開発促進法(28条)]	63法律(※)
[言語聴覚士法(29条5号)]	○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督	○職業能力開発大学校等を指定都市も設置 可能に	03法(年(※)
〔社会福祉士・介護福祉士法等(30条1、3号) 〔精神保健福祉士法(30条2号)〕] 環境省関係 〔土壌汚染対策法(48条)〕	〔介護保険法等(31、32条)〕 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理	(※)「国から地方公共団体」と、「都道府県から指定 都市」との重複(児童福祉法、医療法、介護保険
□精神保健福祉工法(30余2号)」 ○養成施設の指定・監督等	○指定調査機関(一部)の指定・監督	○介護サービス事業者(一部)の業務管理 体制の整備に関する監督等	御川」との単後(元単間祖広、医放広、川設床の 法等(2法律)、商工会議所法)を整理。

22

養成施設の指定権限の移譲について(1)

権限移譲の概要

○ 医療関係資格、衛生関係資格、福祉関係資格の①養成施設の指定、②変更の承認又は届出、③年次報告、④報告徴収 及び指示、⑤指定の取消し等に係る事務は、現在、地方厚生局で行っているが、下の資格に係る事務について都道府県に 移譲する。

○ 移譲する権限については、自治事務として移譲する。

○ 国の関与として、「国による一元的情報管理」のため、都道府県知事が管理することになる養成施設の情報を厚生労働大臣に報告させることとする。(国が国家試験を行う際に、養成施設の情報が必要となるため。)

関係する国家資格等

〇医療関係資格

<u>保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士</u>、 臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、はり師、きゅう師、柔道整復師

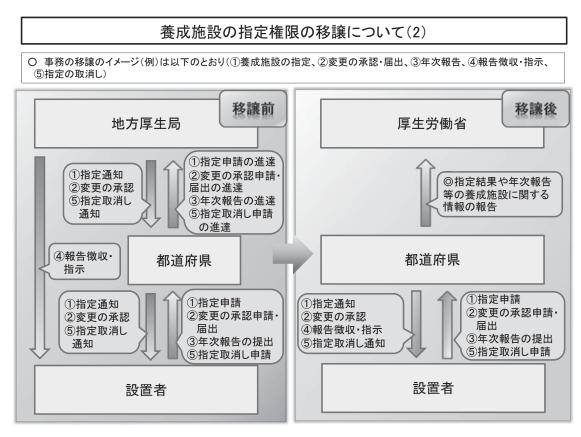
〇衛生関係資格

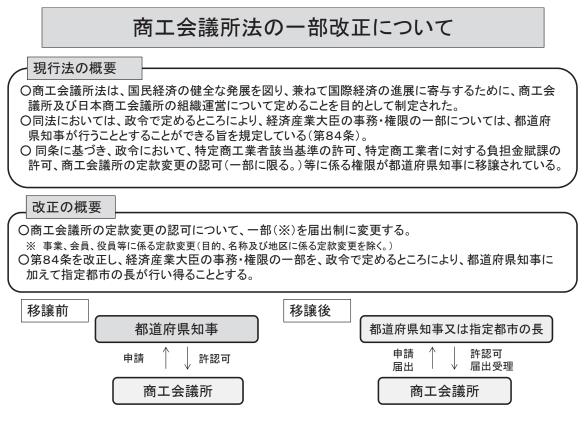
理容師、美容師、調理師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者

〇福祉関係資格

児童福祉司、保育士、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、社会福祉主事、知的障害者福祉司、<u>社会福祉士</u>、 <u>介護福祉士、精神保健福祉士</u>

※ 下線は、国が国家試験を行っている国家資格等





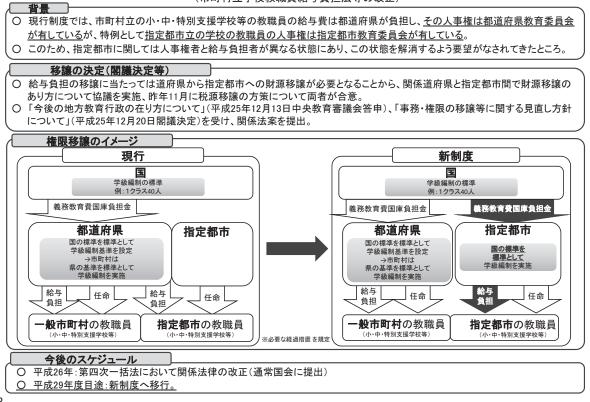


自家用有償旅客運送の実施に係る事務・権限等	国土交通省
 ○ 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会(市町村運営有償運送の場合は地域公会議) ごおいて合意が調った後に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。 ○ 国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。 	·共交通
運営協議会(道路運送法第79条の4)]
【主宰者】 市町村(都道府県も可) 【構成員】 地方運輸局(又は運輸支局)、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等 【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から収受する対価	
合 意 国土交通大臣の登録 (道路運送法第79条) 権限の委任により、都道府県ごと(北海道は7ヶ所)の運輸支局	
 国土交通大臣の登録 (道路運送法第79条) 体限の委任により、都道府県ごと(北海道は7ヶ所)の運輸支局 【登録要件】①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要につき、地域の関係者が合意していること。 ②運行管理体制、運転者、整備管理体制、事故発生時の連絡体制等、必要な安全体制を確保している 	であること
【有効期間】 2年(重大事故を起こしていない場合等は3年) →協議会の合意に基づき、更新の登録が必要	
国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督 (道路運送法第79条の9 等) () 運輸支	局長が実施
 ○ 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督 ○ 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施 	

※希望する市町村への移譲を基本とし、移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

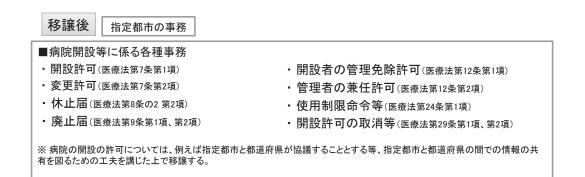
(市町村立学校教職員給与負担法等の改正)



28

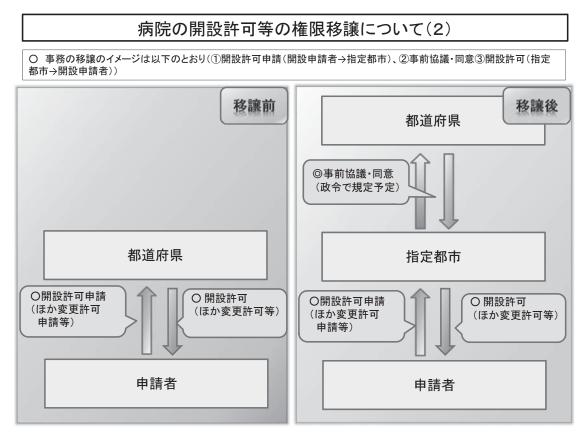
病院の開設許可等の権限移譲について(1)

- 病院の開設許可(医療法第7条第1項)およびそれに付随する事務(変更許可、休廃止届、開設許可取消等)については 指定都市に移譲することとする。
- なお、病院の開設の許可については、指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。



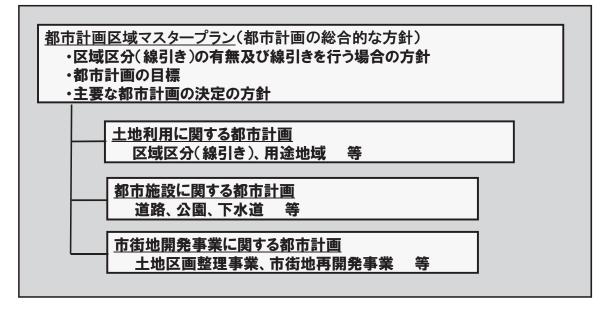
(※)平成25年12月20日閣議決定において、「指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。」とされているところで あり、情報の共有を図るための工夫(事前協議・同意)について政令で規定する予定。(平成27年4月1日 施行予定)

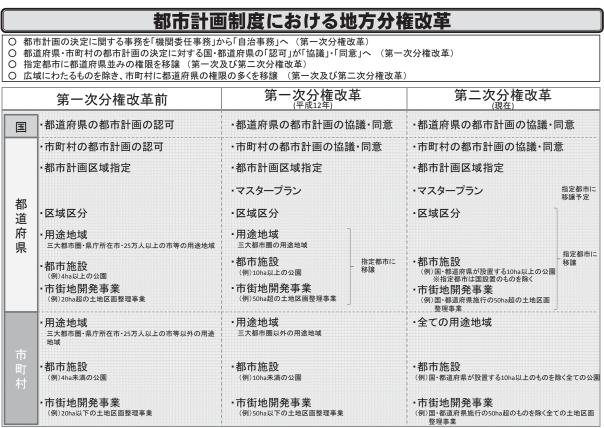
地方自治法第252条の19(指定都市の権能)に、新たに「医療に関する事務」を規定し、地方自治法施行令において移譲する事務・権限の内容や当該 情報共有のための措置を規定することを予定している。



都市計画区域マスタープランについて 都市計画区域マスタープランの決定等の事務・権限(ーの指定都市の区域内の 都市計画区域に係るものに限る)を、都道府県から指定都市へ移譲。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(通称「都市計画区域マスタープラン」)とは、都市計画区域 ごとに定める都市計画の総合的な方針であり、記載事項は以下のとおり。





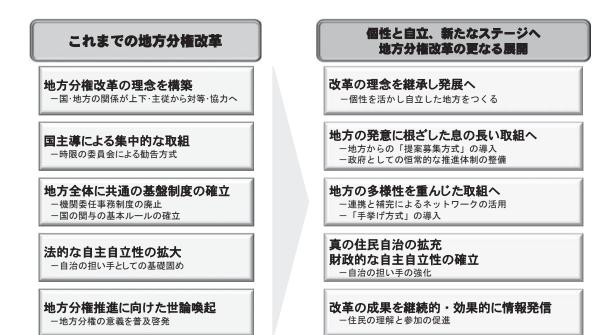
地方分権改革の推進体制

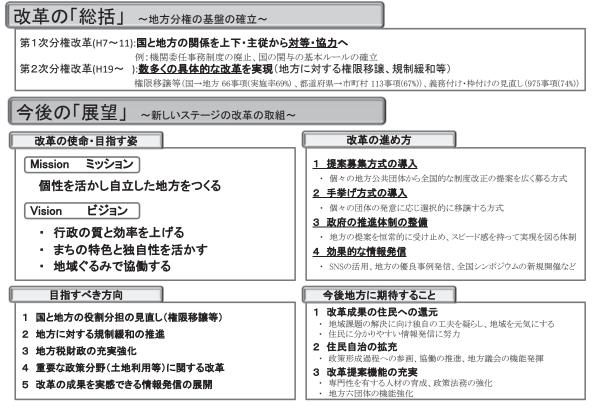
【内閣としての政策検討】 地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置) 本部長:内閣総理大臣(本部長)	【有識者による調査審議】 地方分権改革有識者会議 (地方分権改革担当大臣の下で開催)
 副本部長:内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (地方分権改革) 本部員:その他全閣僚 	 座 長:神野直彦 東京大学名誉教授(財政学) 座長代理:小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授(行政法) 構 成 員:柏木 斉 (株)リクルートホールディングス 取締役相談役(経済同友会地方分権・道 州制委員会委員長) 後藤春彦 早稲田大学創造理工学部長(都市計画)
開催実績 平成25年 3月 8日(金)第1回会合 ・義務付け・枠付けの第4次見直しについて 平成25年 5月28日(火)第2回会合	自石勝也 松前町長(愛媛県) 勢一智子 西南学院大学教授(行政法) 谷口尚子 東京工業大学准教授(政治学) 古川 康 佐賀県知事 森 雅志 富山市長
 ・地方分権改革の石(次)第2回云音 ・地方分権改革の在り方について ・国から地方への事務・権限の移譲等について 平成25年9月13日(金)第3回会合 ・国から地方への事務・権限の移譲等について ・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について ・地方分権改革の総括と展望について 	専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催) 具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び 各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関 係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資す る議論を行う
平成25年12月20日(金)第4回会合 ・国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移 譲等について ・地方分権改革の総括と展望について 平成26年4月30日(水)第5回会合(持ち回り開催) ・地方分権改革に関する提案募集の実施方針について	※これまでに開催した専門部会 雇用対策部会(小早川部会長) 地域交通部会(後藤部会長) 農地・農村部会(柏木部会長)(現在開催中)

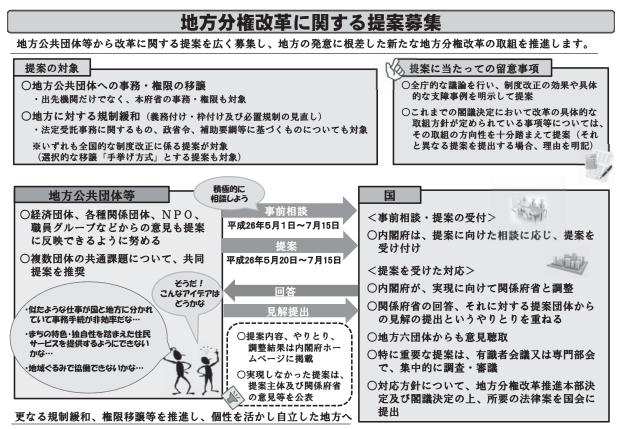
個性を活かし自立した地方をつくる

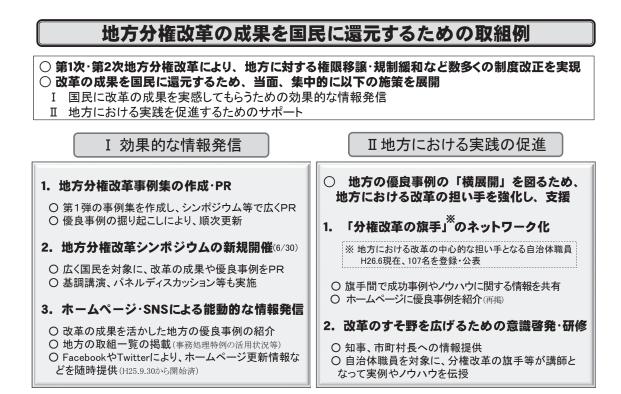
平 成 2 6 年 6 月 地方分権改革有識者会議

~地方分権改革の総括と展望(概要)~

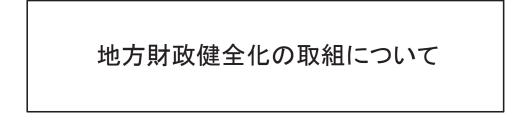








第2部 地方財政



平成26年9月25日(木) 総務省自治財政局財務調査課 理事官 村田 崇





1.地方公共団体の財政の健全化に 関する法律について

<u>2.公共施設等の総合的かつ計画的</u> な管理による老朽化対策の推進

3.今後の地方公会計の整備促進

地方公共団体財政健全化法創設までの経緯①

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月3日大田弘子座長)

2. 各論(3)いわゆる"再生型破綻法制"の整備背景・目的

この観点から、いわゆる"再生型破綻法制"の検討に早期に着手し、3年以内に 整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでも うまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。 これらの点を踏まえた、いわゆる"再生型破綻法制"の制度の概要を今秋までに作 成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なル ールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政 再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のと おり具体的な提言を行うものである。

1

地方公共団体財政健全化法創設までの経緯②

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)(続き)

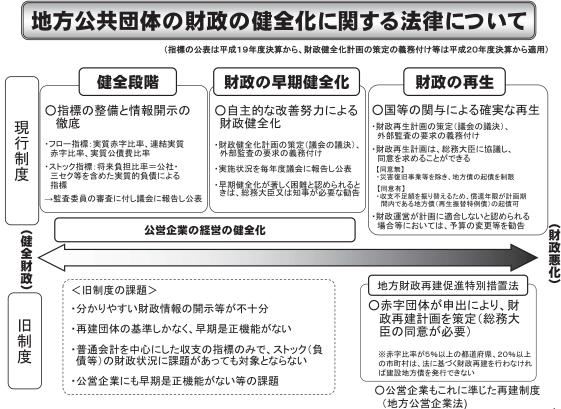
〇 この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方 公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。

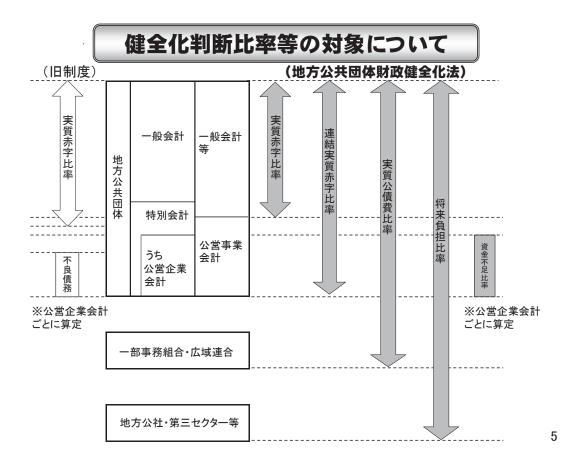
- 新しい地方財政再生制度においては、・・・特に、
 - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
 - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中 長期的な財政運営の健全化を図るという観点
 - から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

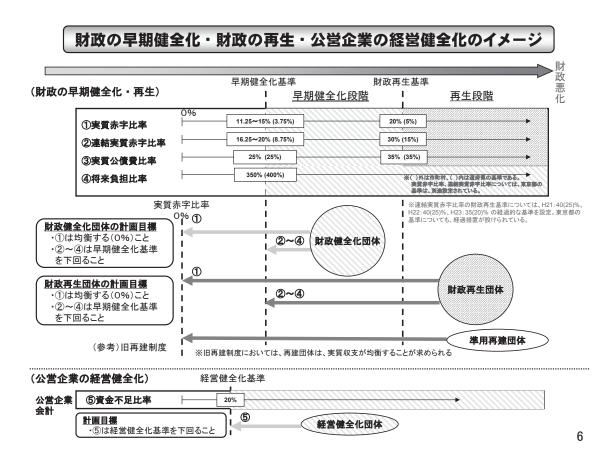
地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7 7 8 9 12 3 //////// 3 7 3125 8 9	6 6 9 11 12 12 2 3 //////////////////////////////////	4 4 5 6 9 11 / /// 1 28 9 4 30 28	4 10 11 3 / / / 3 1 2 30 月	5 9 11 / / / 25 28 30
・法案 閣議決定・国会提出 ・ 市間報告「方向性の提示」 ・ 骨太2006 ・ 中間報告「方向性の提示」 ・ 骨太2006 生制 行の見 型心・ 再法 現制 動格的検索 基本 本 都 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・健全化法説明会(第3回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第1回) ・健全化法説明会(第2回) ・ 健全化法説明会(第2回) ・ 建全化法説明会(第1回) ・ 志案可決・成立 、 法案可決・成立 、 法案可決・成立 、 法案可決・成立 、 法案可決・成立 、 法律」 公布	●健全化法一部施行(財政指標の公表等に係る規定) ・算定様式地方団体に配布 ・費定様式) ののた周田団体に配布 地政指標の公表(速報) ・ ののた周田団体に第 な施制 いのた周田団体の時 いた第 な施制 いた第 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 ○健全化法全面施行(計画策定義務等に係る規定) ・ 20年度決算に基づく財政指標の公表(速報) ・ 20年度決算に基づく財政指標の公表(速報) 	○平成21年度に策定された財政健全化計画の概要等の公表・21年度決算に基づく財政指標の公表(速報) (確報) (確報)

3







夕張市財政再生計画の概要

I 夕張市財政再生計画のポイント

1. 財政再生の期間 平成21年度から平成41年度まで

(赤字解消までの実質的な計画期間は 平成22年度から平成38年度までの17年間

 2. 解消すべき赤字額
 322億円

(平成20年度決算額 標準財政規模(46億円)の約7倍)

- 3. 基本方針と具体的措置
 - 市民生活の安全安心の維持確保の観点から、財政再建計画策定後に生じた諸課 題に的確に対応しつつ、財政を健全化
 - ・地域の活力の維持や将来的なまちづくりのため、限られた財源の中で効果的な 政策を展開
- (1)歳入の確保

引き続き、財政再建計画と同様の取組を実施

財政再建計画における取組内容

- ・税率等の引上げ(市民税、固定資産税 等)
- ・使用料、手数料の見直し(ごみ処理手数料 等)
- (2)歳出の削減
 - ① 人件費の見直し
 - ・職員数:人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化
 - ・給 与:全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減
 基本給平均20%削減、各種手当削減(期末勤勉手当1月削減等)により、
 平均年収ベースで全国最低水準
 特別職給与等は、財政再建計画同様の取組を実施
 - 事務事業の抜本的見直し
 - 経常的経費:効率的な行政運営の継続により徹底した削減
 - ・投資的経費:真に必要なもののみ

市営住宅再編整備、老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活に 直結する課題には対応

- ③ 施設に係る経費の削減
 ・必要最小限の経費を計上するとともに、指定管理者等の活用により経費削減
- (3) まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮
 - まちづくり:コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
 - ・敬老パス:自己負担額の引下げ(300円→100円)
 - ・保育料:引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き

Ⅱ 国・道等の対応

- ・地方交付税総額を増額確保するとともに、夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスを実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うことにより、結果として財政状況が改善
- ・再生振替特例債の利子の一部を国・道が負担
- ・地方債資金については、公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)の配分について配慮

再生振替特例債には財政融資資金を全額配分。地方公共団体金融機構資金もその他の事業債等に配分し、夕張市の再生を支援

その他、道の支援として、市町村振興基金貸付金の借換制度の創設、職員派
 遣、一部市道の除雪の実施など

<u>青森県大鰐町</u> 財政健全化計画の概要(<u>変更後</u>)

1	早期健全化基準以上	となった	健全化	判断比率	とその要	医因					
	 ○ 将来負担比率:3 第三セクターの億 ○ 計画変更につい 第三セクター等の するものである。 立お、第三セクタ ため、実質公債費 将来負担比率につ である。 	<u> て</u> <u> う 債務の</u> 一等改革 比率につ	する損失 <u>償還方法</u> <u>を推進債</u> いては、	:補償等 <u>よ等の見</u> の発行(: 平成32	<u>直しに伴</u> こより損失 (年度まで)	<u>い、財政</u> <u> 、 、 財政</u> で 早期健	<u>履行をす</u> 全化基 ³	ト <u>ることと</u> 隼の25%を	<u>:した</u> F超え、		
2	計画期間										
Γ	平成21年度から <u>平成</u>	<u> </u>	<u>まで13年</u>	<u>-間</u>							
3	財政の早期健全化の	基本方象	計								
	 ○ 「行政サービス(○ 「実質公債費比 他の指標の改善⁺ 	率」及び	「将来負	担比率	を計画	期間内に		内とする	とともに、		
4	一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策										
	 ○ 退職者不補充(2 ○ 施設管理等の見 ○ 固定資産税の税 ○ <u>第三セクター等</u>(2) 	,直しによ ,率変更(る経費 (平成21	削減 年度1.	4%→∓	成23年			· <u>用</u>		
5	各年度ごとの4の方気	後に係る!	歳入及て	「歳出に	関する計	·画(取組	にとの交) 果額)			
			-	-	-	-	-		百万円)		
	項目	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	<u>25年度</u> <u>決算</u>	<u>26年度</u> <u>決算</u>	<u>27年度</u> <u>決算</u>	<u>28年度</u> <u>決算</u>		
	町税の歳入確保	0	0	48	45	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>41</u>	<u>41</u>		
	家庭ごみ収集の有料化	<u>10</u> 80	11 <u>95</u>	<u>10</u> 101	<u>10</u> 78	<u>10</u>	<u>9</u> 0	<u>9</u> 0	<u>9</u> 0		
	公債費負担の軽減	1	3	4	2	<u>2</u>	<u><u> </u></u>	1	1		
	施設管理の見直し	12	<u>70</u>	50	50	50	<u>50</u>	50	<u>50</u>		
	未利用財産の売却	8	5	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		
	項目	<u>29年度</u> <u>決算</u>	<u>30年度</u> <u>決算</u>	<u>31年度</u> <u>決算</u>	<u>32年度</u> <u>決算</u>	<u>33年度</u> <u>決算</u>					
	町税の歳入確保	<u>41</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>35</u>					
	家庭ごみ収集の有料化	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>9</u>					
	人件費の抑制	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u> 1					
	公債費負担の軽減 施設管理の見直し	<u>1</u> 50	<u>2</u> 50	<u>2</u> 50	<u>1</u> 50	<u>1</u> 50					
	未利用財産の売却	<u> </u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>					
		<u> </u>	<u> </u>	<u>~</u>	<u> </u>	<u> </u>	1				

6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

							(単	〔位:%〕
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	<u>25年度</u>	<u>26年度</u>	<u>27年度</u>
	決算	決算	決算	決算	決算	<u>決算</u>	<u>決算</u>	<u>決算</u>
<u>実質公債費比率</u>	<u>16.8</u>	<u>15.9</u>	<u>15.4</u>	<u>20.0</u>	<u>24.0</u>	<u>27.6</u>	<u>27.0</u>	<u>27.0</u>
将来負担比率	392.6	<u>367.0</u>	<u>323.1</u>	<u>359.2</u>	<u>354.5</u>	<u>352.7</u>	<u>345.7</u>	<u>329.8</u>
	<u>28年度</u>	<u>29年度</u>	<u>30年度</u>	<u>31年度</u>	<u>32年度</u>	<u>33年度</u>		
	<u>決算</u>	<u>決算</u>	<u>決算</u>	<u>決算</u>	<u>決算</u>	<u>決算</u>		
<u>実質公債費比率</u>	27.3	<u>27.0</u>	<u>26.4</u>	<u>25.6</u>	<u>25.0</u>	<u>24.6</u>		
将来負担比率	<u>328.2</u>	<u>314.5</u>	<u>305.2</u>	<u>289.5</u>	<u>276.5</u>	<u>277.7</u>		
その他財政の早期健	全化に	必要な事	項					

○ <u>平成24年度以降の職員給与等の削減については、これまでの取組みの継続及び</u> <u>強化を基本としながら、平成23年度中に方針を決定する。</u>

○ 町立小学校の統廃合については、検討委員会の答申を踏まえ方針を決定する。

※ 変更部分には下線を付している。

<u>大阪府泉佐野市</u> 財政健全化計画の概要

早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因 (比率)連結実質赤字比率 26.42% (早期健全化基準は17.44%) 393.5%(早期健全化基準は350%) 将来負担比率 (要因) <連結実質赤字比率の悪化要因> 宅地造成事業会計において、景気低迷による事業計画の頓挫などにより、 金利負担の累積と地価下落による売却差損が生じたため。 <将来負担比率の悪化要因> 都市基盤整備や空港関連地域整備をはじめ、総合文化センター、健康増進センター、 市立泉佐野病院など多くの施設整備のために活用した地方債の累増などによるため。 2 計画期間 平成21年度から平成39年度まで19年間 3 財政の早期健全化の基本方針 〇早期健全化の総括的な方向 市が行っている事務事業について、行政が行うべき事業内容かどうかを検討した上で、 人員抑制をはじめ簡素で効率的な行政運営を築いていく。 〇健全化判断比率の改善 連結実質赤字比率及び将来負担比率の改善だけにとどまらず、中長期的に全ての指標 の健全化を図る。また、今後の大きな公債費負担による一般会計の収支悪化に備え、早期 に収入確保・経費削減の取組を進める。 ○財政健全化に向け、取組内容を充実させるもの ・一般会計では、給料・手当等の適正化、定員適正化による人件費抑制、指定管理者制 度・民営化・委託化の推進など集中改革プランに掲げた方向性に従って見直しを行う。 また、投資的事業の見直しにより地方債の発行の抑制を図る。 水道事業会計その他特別会計では、一般会計と同様の人件費抑制策のほか、委託化を 推進するとともに独立採算を基本に使用料等の必要な受益者負担の見直しを適切に行う。 病院事業会計では、病床利用率向上・各種診療報酬加算による収益確保やDPCに適応 した医薬材料・薬品等の見直し、業務委託契約の見直し等による経費削減を図る。 ○財政健全化に向け、新たに取組みを行うもの ・宅地造成事業会計では、第三セクター等改革推進債を活用して会計を廃止する。 一般会計では、歳出面として、経費削減効果が低い又は受託事業者が極めて少ないなど の理由により委託化が進んでいない分野については、非常勤嘱託員等による対応を行うこと により総人件費を抑制する。また、公共施設全体のあり方を再点検し、施設の整理統合の検 討を行う。 歳入面では、財産処分の推進、出資財団の方向性を再検討するとともに基本財産の回収 を図る。 病院事業会計では、病院事業の独立行政法人化の推進、限りある医療資源の有効活用・ 効率的経営につながる泉州南部地域の病院間の再編・ネットワーク化を推進する。

4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

〇第三セクター等改革推進債の活用による宅地造成事業会計の廃止
 〇処分可能な遊休財産の処分
 〇職員数の削減や職員給与削減の検討による人件費の抑制
 〇公共施設の統廃合、指定管理者制度、業務委託化の推進
 〇事業の厳選、先送りなどによる投資的経費の抑制
 〇下水道事業会計への繰出金の削減 など

5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

次頁のとおり

6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

次頁のとおり

7 その他財政の早期健全化に必要な事項

〇計画項目の具体化 計画において遊休財産の処分、人件費の抑制、公共施設の統廃合、指定管理者制度、業務委託化の推進など、取組内容や実施時期が未定となっているものについては、計画の着実な実施のため、早期に取組内容、実施時期等の具体化を進め計画に反映する。 〇行財政改革の徹底 行政評価(事業評価、施策評価)を踏まえた行財政改革を進め、予算編成においても真に必要な経費を厳しく精査する。

3、 白牛返(ころ光4022 米1-1米の感人交の感日に思っる言言	ビオート	うと聞く	えい刻	日ご送	11 <u>2</u> 06	<u> </u>														
, and the second se																			単位:百万円)	万円)
年度/効果額	平成21年度	平成21年度 平成22年度 平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 平成30年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度	平成39年度 月	平成21年 度以降の
項目	(計画初年度)	(第2年度)	(第3年度)	(第4年度) ((第5年度)((第6年度)((第7年度)((第8年度)	(第9年度)	(第10年度)	(第11年度)((第12年度)((第13年度)((第14年度)((第15年度)((第16年度)((第17年度)((第18年度)()	(第19年度)	♪ 津
(1)第三セクター等改革推進債の活用	6,575																			6,575
(2)遊休財産の処分		40	110	160	710	1,010	1,010	1,000	1,000	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5,140
(3)出資法人の基本財産の回収		390																		390
(4)使用料等の徴収事務の見直し		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	342
(5)使用料手数料等の見直し		4	8	12	16	20	25	30	35	40	45	50	56	62	88	74	80	86	93	804
(6)ふるさと応援寄附金制度の取組拡充		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	90
(7)人件費の抑制		103	521	1,041	1,106	800	1,003	1,103	1,224	1,242	1,124	1,141	1,169	1,206	1,283	1,343	1,409	1,503	1,578	19,899
(8)公共施設の統廃合等の推進					100	100	100	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	1,900
(9)指定管理者制度、業務委託化の推進			41	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	1,353
(10)投資的経費の見直し					500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	7,500
(11)下水道事業会計への繰出金の削減	141	162	111	107	103	97	93	85	52	48	63	59	53	46	86	43	114	205	310	1,978
(12)その他事務事業の見直し		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	900
(13)地方債償還方法の見直し		517	925	1,114	1,075	1,036	932	648	443	423	402	-383	-1,160	-1,429	-1,389	-1,351	-1,212	-575	-303	-287
(14)繰上償還等による公債費負担の軽減			-210	-157	-147	-137	-127	-98	-69	-61	152	334	365	393	388	268	153	74		1,121
(15)国・府の支援		1,215	899	872	544	504	454	403	366	230	193	156	120	83	46	9	-27	-65	-101	5,901
₽	6,716	2,505	2,479	3,305	4,163	4,086	4,146	4,027	3,907	2,788	2,845	2,123	1,369	1,127	1,248	1,152	1,283	1,994	2,343	53,606

თ 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

区公

年度

の前年度

(計画初年度)

(第2年度)

(第3年度) 平成23年度

(第5年度)

(第6年度)

(第7年度)

(第8年度) 平成28年度

(第9年度) 平成29年度

(第10年度) 平成30年度

(第12年度) 19.41 16.34

(第13年度)

(第14年度) 平成34年度

(第15年度) 平成35年度

(第16年度) 平成36年度

(第18年度) 平成38年度 平成39年度

(第19年度

平成37年度 (第17年度)

19.72 15.86

10.79

19.59 16.54 23.2

平成31年度 (第11年度)

平成32年度 平成33年度

15.61

14.62

平成24年度 (第4年度)

平成25年度 平成26年度 平成27年度

10.76 7.05 24.2

14.79

26.42 18.4

> 2.06 5.82

11.10

12.07 15.58

13.16 16.53

13.04 16.41

12.08 28.2

11.13

13.41 16.55

15.45 18.56

16.74 19.76

16.48 19.72

14.04 18.69

5.09 17.0

22.7

22.0

27.1

28.6

28.9

28.5

27.7

26.6

25.0

計画初年度 平成21年度 平成22年度

将来負担比率

393.5

367.0 19.9

372.1

343.4

329.5

309.2

289.2

269.4

245.6

221.8

205.0

186.0

166.4 23.6

147.5

127.6 23.2

106.8

86.4 22.0

63.5 20.3

37.7

22.6 11.6

実質公債費比率 連結実質赤字比率 実質赤字比率

(単位:%) 別添2

-45 -

СЛ 各年度ごとの第4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

三类 同

<u>北海道 洞爺湖町</u> 財政健全化計画の概要

	早期健全化基準以上とな	った健全化料	判断比率とその	の要因						
	実質公債費比率: 29.8% 〇要因: 平成12年有珠 の施設整備のた	山噴火災害(こより実施した	-災害·復旧事		修センター等				
2	計画期間									
	平成21年度から平成243	年度まで4年	罰							
3	財政の早期健全化の基本	卜方 針								
	○ 人件費の削減、公共	を施設の効率	的運用							
	○ 町税の税率や使用料	料等の改定な	ど歳入・歳出	全般にわたる	見直し					
	○ 建設事業の縮減によ	とる地方債発	行の抑制							
4	一般会計等における歳出入	の均衡及び連	結実質赤字比	率等を早期健:	全化基準未満。	とするための方策				
	〇 給与の独自削減の拡大、職員数の抑制及び議員定数等の見直し									
	○ 粘子の独自的滅の拡大、職員数の抑制及び議員と数年の発置し ○ 普通建設事業の抑制及び遊休財産等の処分									
	〇 内部管理経費等の約									
	 の一時間は空に負けの補加、「開切並り並至してに次もなくたにはの「就先日中」 の一町税等の歳入確保と負担の適正化、公営企業会計等の経営の健全化 									
5	各年度ごとの4の方策に	係る歳入及ひ	、歳出に関する	る計画(取組こ						
						位:百万円)				
	「」「」」「」「」「」「」「」」「」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」	121 年 庄 決 質	22年度決算	23年度決算	01/左 亩 沽 笘					
		ムナダが光	22千反八开	23 中皮次异	24年度決算	計				
	給与独自削減の拡大		91	23 牛皮沃异 85	24 中皮 沃昇 82	計 258				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制									
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分		91	85	82	258				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減		91 10	85 10	82 10	258 30				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分		91 10 13	85 10 21	82 10 20	258 30 54				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減	21 <u>+/2///</u> 2	91 10 13 2	85 10 21 2	82 10 20 2	258 30 54 6				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化		91 10 13 2 3	85 10 21 2 3	82 10 20 2 3	258 30 54 6 9				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等		91 10 13 2 3	85 10 21 2 3	82 10 20 2 3 48	258 30 54 6 9 63				
	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等		91 10 13 2 3 6	85 10 21 2 3 7	82 10 20 2 3 48 15	258 30 54 6 9 63 15				
6	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化	2	91 10 13 2 3 6 15 140	85 10 21 2 3 7 21	82 10 20 2 3 48 15 21	258 30 54 6 9 63 15 57				
6	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化 計	2	91 10 13 2 3 6 15 140	85 10 21 2 3 7 21	82 10 20 2 3 48 15 21	258 30 54 6 9 63 15 57				
6	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化 計	2	91 10 13 2 3 6 15 140	85 10 21 2 3 7 21	82 10 20 2 3 48 15 21	258 30 54 6 9 63 15 57 492				
6	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化 計 各年度ごとの健全化判断	2 2 び び 率の見通	91 10 13 2 3 6 15 140	85 10 21 2 3 7 21 149	82 10 20 2 3 48 15 21 201	258 30 54 6 9 63 15 57 492 (単位:%)				
6	 給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化 計 	2 2 比率の見通 20年度決算	91 10 13 2 3 6 15 140 21年度決算	85 10 21 2 3 7 21 149 22年度決算	82 10 20 2 3 48 15 21 201 23年度決算	258 30 54 6 9 63 15 57 492 (単位:%) 24年度決算				
6	給与独自削減の拡大 普通建設事業の抑制 遊休財産等の処分 内部管理経費の縮減 補助金等整理合理化 町税等の歳入確保等 公共施設の統廃合等 公営企業経営健全化 計 各年度ごとの健全化判断 区分 実質公債費比率 将来負担比率	2 2 正本の見通 20年度決算 29.8 240.3	91 10 13 2 3 6 15 140 21年度決算 28.5 212.1	85 10 21 2 3 7 21 149 22年度決算 27.3	82 10 20 2 3 48 15 21 201 201 23年度決算 23年度決算	258 30 54 6 9 63 15 57 492 (単位:%) 24年度決算 23.9				

○ 保育所の統合の検討及び町立洞爺高校のあり方についての検討

財政健全化団体の	り取組(主な例)
歳 入	歳出
O 徵税強化(収納率向上、滞納整理)	〇 職員数の削減
○ 遊休資産の売却	○ 給与の削減
○ 使用料・手数料の引上げ○ 超過課税	 ○ 施設運営の見直し(施設の統廃合、 指定管理者制度の導入等) ○ 経費削減、投資的経費の抑制
など	 ・ ・
	など

※実質公債費比率が基準超の団体は、公債費負担の軽減(繰上償還、低金利資金への借換え)の取組を中心に基準をクリア。ただし、財政健全化団体になったことを契機に幅広に健 全化に取り組んでいる。

※将来負担比率が基準超の団体については、特に広範な取組を行っている。

15

		財政	枚再生団体及び	財政健全化団体	の推移	
	平成2	0年度決算	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算
財政再生団体	北海道	夕張市				
	青森県 大阪府	大鰐町 泉佐野市				
	北海道 奈良県 沖縄県	洞爺湖町 御所市 座間味村 伊是名村				
財政健全化 団体	北 福奈鳥沖 編泉県県県 編県	江由中 要 上 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町				
	北 山群長兵高 一 山	歌浜利新嬬王香安、小別町市村村町市				
団体数合計	22団	体(1団体)	14団体(1団体)	7団体(1団体)	3団体(1団体)	3団体(1団体)

※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。

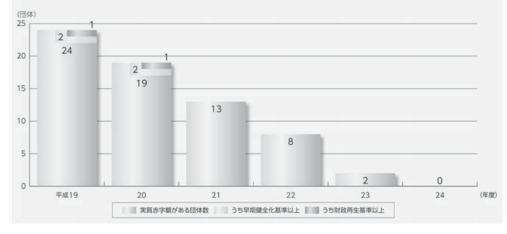
実質赤字額がある団体数の推移

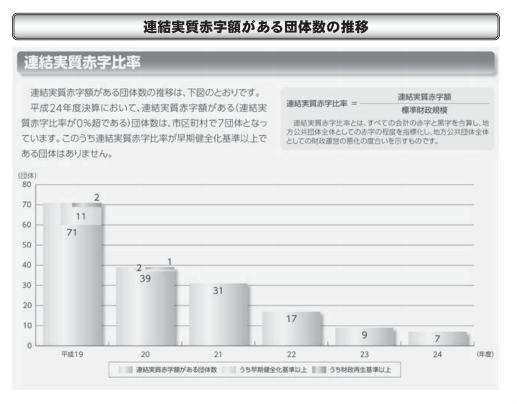
実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、下図のとおりです。 平成24年度決算において、実質赤字額がある(実質赤 字比率が0%超である)団体はありません。

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模 実質赤字比率とは 福祉 教育 まちづく)協た行う地方公共に









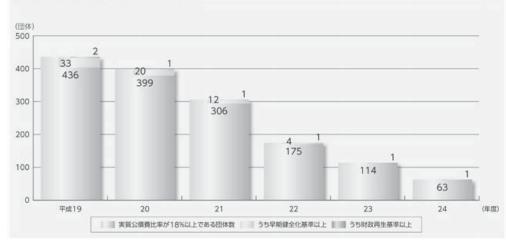


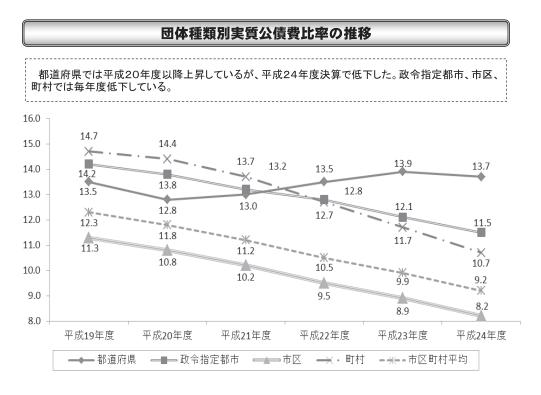
実質公債費比率

実質公債費比率が18%以上である団 体数の推移は、下図のとおりです。 平成24年度決算において、実質公債 費比率が財政再生基準以上である団体 数は、市区町村で1団体となっています。

実質公債費比率 (3か年平均) = (地方債の元利償還金 + 準元利償還金)-(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 実質公債費比率とは、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金 減りの程度を示すものです。

泰実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要です。





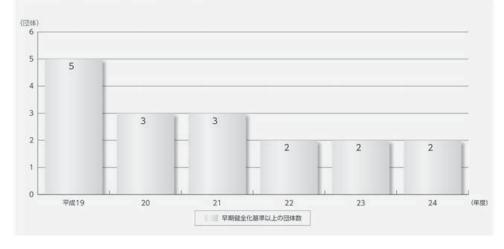
将来負担比率が早期健全化基準以上の団体数の推移

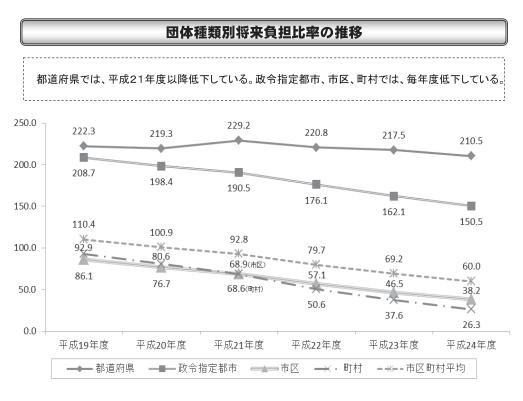
将来負担比率

 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、下図のとおりです。
 将来負担比率=
 旧方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

 平成24年度決算において、将来負担
 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

 水率が早期健全化基準以上である団体数は、市区町村で2団体となっています。
 将来負担比率には、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を注印する可能性の度合いを示すものです。





	・ 体等による、公債費負担の軽減(繰上償還、低金利資金への借換え)等を中心とした幅広な健 結果、団体数は減少しており、一定の進展が見られる。
///////////////////////////////////////	\$等の状況】 体: 21団体(H20決算) → 2団体(H24決算)(青森県大鰐町、大阪府泉佐野市) : 北海道夕張市のみ
経営健全化団体	
経営健全化団体 ②財政健全化団体 【健全化判断比率 実質赤字比率 連結実質赤字比率	体: 42団体(53会計)(H20決算) → 19団体(20会計)(H24決算) 体等以外の地方公共団体においても、健全化判断比率等については、概ね改善している。

23



- <u>2 課題</u>
- ◆ 地方財政健全化法の全面施行から5年を経過し、有識者等から例えば次のような課題 が指摘されている。

(1) 将来負担比率の早期健全化基準の妥当性

O三セクに対する損失補償については将来負担比率上問題ないものの、三セク債を発行すると実 質公債費比率が危険水域となるため三セク債の発行を見送る団体があり、将来負担比率の基準 が甘いのではないかという指摘がある。

(2) 単コロ・オーバーナイト

〇一般会計から第三セクター等への年度をまたいだ貸付が健全化判断比率上補足されないのは問題ではないかとの指摘がある。

※(単コロ):年度をまたぐ単年度貸付

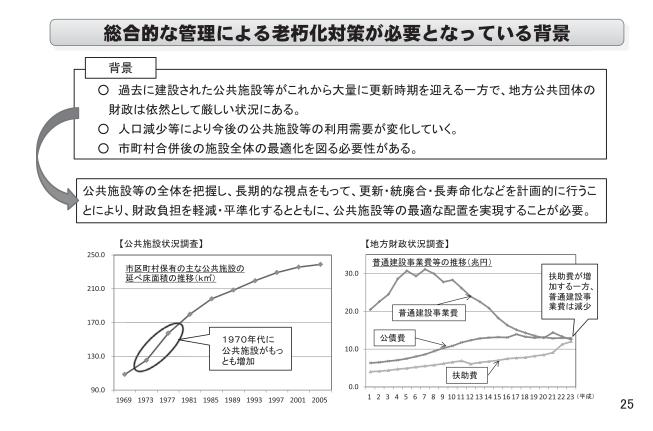
(オーバーナイト):年度末日にいったん全額返済を受け、翌年度初日に再度貸し付ける手法

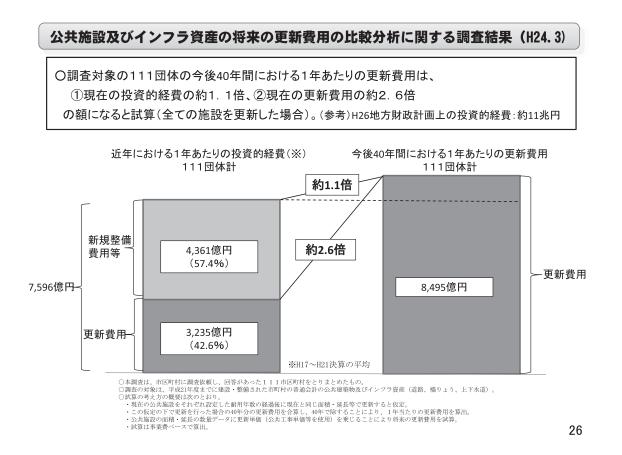
(3) 基金の繰替運用

O基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、繰替運用 で年度を越えている場合には、本来ならば資金不足が出ているにも関わらず、資金不足として 認識されないことは問題ではないかとの指摘がある。

(4)公有地信託

〇公有地信託に係る損失リスクについて、将来負担比率上捉えていないことは問題ではないかとの指摘がある。





公共施設等の解体撤去事業に関する調査について(概要)

1. 調査の概要

) 平成25年9月1日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査(回答団体数:1,786団体) (※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外)

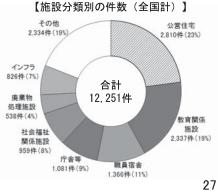
2. 調査結果の概要

全国で12,251件の回答。このうち、1~2年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件(32.4%)。
 時期未定のものも5,007件(40.9%)あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
 施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設(22.9%)で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設(19.1%)となっている。
 施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要(全国計)】

	合計			解体撤去	の時期			そ 2,334
	ΠĒΙ	緊急(1~2	年以内)	数年程	度後	未定	2	
1 回答施設数(件)	12, 251	3, 969	32.4%	3, 273	26. 7%	5, 007	40.9%	インフラ 826件(7%)
2 平均築年数(年)	41	42		41		42		廃棄物 処理施設 538件(4%)
3 解体撤去費用 (百万円)	403, 944	115, 411	28.6%	127, 567	31.6%	160, 965	39.8%	社会福祉 関係施設 959件(8)





公共施設マネジメントに係る最近の動き

1. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレから好循環拡大へ~(平成26年6月24日閣議決定)

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2.(2)社会資本整備

(賢く使う観点からの取組)

<u>老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、</u> 戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するととも に、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画(行動計画)等の策定・ 実施を加速する。・・・(略)・・・ さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最 適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容 とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを 行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

<u>第3章 経済再生と財政健全化の好循環</u> 2.(3)地方行財政制度

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。・・・(略)・・・

・ <u>公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管</u> 理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

2.「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)

5. 立地競争力の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策

・・・(略)・・・ <u>PPP/PFIについては、一層の活用促進</u>を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消 を行うなど、本格的な取組に着手する。・・・(略)・・・

iii) PPP/PFIの活用 ③制度活用のためのインセンティブ付与

地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。
 28

インフラ長寿命化基本計画の概要 #25.11.29 インフラ老朽化対策の 推進に関する関係省庁連絡会議決定 内閣官房HPより

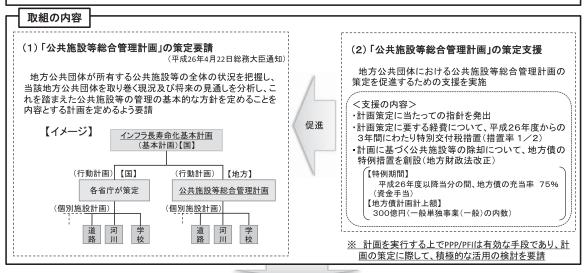
○ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ○ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ○ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿	3. 計画の策定内容
O安全で強靱なインフラシステムの構築	<u> Oインフラ長寿命化計画(行動計画)</u>
▶ メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、	▶ 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラ
多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応	でメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ(2030年) 等	(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/ 必要施策に係る取組の方向性 等)
<u>〇総合的・一体的なインフラマネジメントの実現</u>	
> 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能	<u>〇個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)</u>
を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の	▶ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
は日保】 適切な 点検・ 修繕寺により11 動計画で対象とした主での 施設の 健全性を確保(2020年頃) 等	(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等)
<u>のメンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化</u>	4. 必要施策の方向性
▶ 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロント	点検・診断 定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
ランナーの地位を獲得	修繕・更新 優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得(2030年)	基準類の整備施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
2. 基本的な考え方	情報基盤の整備と活用電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
Qインフラ機能の確実かつ効率的な確保	新技術の開発・導入 ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に 関する技術等の開発・積極的な活用 等
 メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータル 	予算管理 新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コス トの縮減、平準化 等
コストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、
<u> </u>	体制の構築 国の支援制度等の積極的な活用
▶ 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、	[民間企業]入札契約制度の改善等
世界の最先端へ誘導	法令等の整備 基準類の体系的な整備 等
	5. その他
▶ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化 ▶ 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で	> 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
安全性や利便性を維持・向上	>計画のフォローアップの実施

29

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。



公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靱化の推進にも寄与